

国有林治山事業実施要領

昭和 52 年 4 月 1 日付け 52 林野業第 60 号
最終改正 令和 5 年 4 月 1 日付け 4 林国業第 260 号

第 1 国有林治山事業実施方針

国有林治山事業は、国有林野の持つ国土の保全等公益的機能の維持増進に係る行政需要に積極的に対応することを目的に、適正な森林施業、民有林治山事業及び治水事業の実施等との有機的な連携のもとでの流域管理の一環として、かつ地域の社会・経済条件に十分配慮した上で、その効率的な事業の実施に努めるものとする。

第 2 国有林治山事業の根拠法

国有林治山事業は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 41 条に定める保安施設事業で、同法第 4 条第 5 項に規定する森林整備保全事業計画及び同法第 7 条の 2 第 1 項に定める国有林の地域別の森林計画に基づいて実施するものとする。

第 3 国有林治山事業の事業区分

国有林治山事業は、国有林野内治山事業費により実施し、次の区分によるものとする。

1 山地治山事業

(1) 山地復旧事業

ア 復旧治山事業

水源の涵養及び山地災害の防止のために行う荒廃山地の復旧整備（効果的・効率的な治山対策の推進に資する ICT 等新技術の導入を行い当該新技術の定着又は普及を図るものを含む。）及びこれに併せて次の（ア）又は（イ）のいずれかの対策を実施するものに係る保安施設事業

（ア） 既存の治山施設を有効活用してその機能の強化を図るもの

（イ） 山地災害危険地区が複数存在する地域（集落）において、国が都道府県・市町村や地域住民と協働で減災計画を策定し、総合的な治山対策を進めるもの

イ 山地災害重点地域総合対策事業

山地災害重点地域調査（山地災害危険地区の密集地において、航空レーザ計測（レーザ計測密度 4 点/m² 以上のものをいう。）等のリモートセンシング技術等を活用した調査を実施し、又は既存の計測結果を活用して、崩壊地、溪流荒廃地又は崩壊のおそれのある箇所を分析し、工事計画を策定するための調査をいう。）及び重点地域総合治山対策（山地災害重点地域調査等で策定した計画に基づき行う荒廃山地の復旧整備及び荒廃危険山地の崩壊等の予防に係る保安施設事業（リモートセンシング技術等を活用した調査で策定した計画に基づき行う警戒避難体制の整備を含む。）をいう。）

ウ 流木防止総合対策事業

流木に起因する災害の未然防止のために溪流の上流から下流までを一体として流木防止総合対策計画に基づき行う、荒廃山地の復旧整備、荒廃危険山地の崩壊

等の予防及び荒廃森林等の整備に係る保安施設事業

エ 治山激甚災害対策特別緊急事業

激甚な災害が発生した地域において、再度災害を防止するため、一定の計画に基づき緊急かつ集中的に行う復旧整備であって、当該災害発生年の国有林野内直轄治山災害関連緊急事業に引き続き、次年度以降おおむね2年度において実施するものに係る保安施設事業

オ 地域防災対策総合治山事業

荒廃山地・荒廃危険山地等が存する地域において山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するため、火山地域において荒廃地の復旧整備及び泥流、土石流等による山地災害の未然防止を図るため、又は林野火災の発生及び延焼の危険性が高い集落周辺に存する森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）において防火機能の向上を図るため、土砂流出防止施設の整備、火山噴出物・堆積物の排除、観測施設の整備、防火樹林帯の造成・整備、耐火性の高い森林の造成・整備、路網の整備及び防火管理施設の整備等を総合的に実施する保安施設事業

カ 地すべり防止事業

地すべりを抑制し、又は抑止してその被害を防止するための保安施設事業

キ 防災林造成事業

海岸等における飛砂、潮害、風害又は霧害の防備、なだれの危険の防止及び火山泥流等の防備のための森林の造成に係る保安施設事業

(2) 予防治山事業

水源の涵養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等の予防、又はこれに併せて山地災害危険地区が複数存在する地域（集落）において、国が都道府県・市町村や地域住民と協働で減災計画を策定し、総合的な治山対策を進めるものに係る保安施設事業

(3) 流域保全総合治山事業

流域保全上重要な水系の上流域に存する森林等において、流域全体にわたる水源涵養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮に資するため、筋工・柵工などの簡易な土木構造物の設置及びこれらと組み合わせた保安林整備の実施等による森林の浸透・保水機能の向上や流木に起因する災害の未然防止等にかかる保安施設事業及び施設配置等の高度化に資する詳細調査・効果検証を実施するもの

(4) 保安林総合改良整備事業

森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）及び治山事業施行地の森林の改良整備、複層林への誘導・造成、又はこれに併せて次のア又はイのいずれかの対策を実施するものに係る保安施設事業

ア 気象害、病虫害、鳥獣害等により林相が悪化し、林地の崩壊が発生し、又は林地の崩壊のおそれのある一定のまとまりを持つ保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）の整備並びに当該保安林における鳥獣害防止施設の整備及び改良を実施するもの

イ 森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める松くい虫が運ぶ線虫類により現況が著しく悪化するおそれがある海岸防災林の維持を実施するもの

(3) 保安林管理道整備事業

治山事業の計画的かつ効率的な実施及び保安林の適正な維持管理に資するために行う保安林管理道の開設・整備に係る保安施設事業

(4) 共生保安林整備事業

森林のもつ防災機能の発揮とともに、快適な生活環境、自然環境の保全・形成を図ることを目的として、森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）の機能を多目的かつ高度に発揮させるための造成改良整備、又はこれに併せて次のア又はイのいずれかの対策を実施するものに係る保安施設事業

ア 「保護林制度の改正について」（平成 27 年 9 月 28 日付け 27 林国経第 49 号林野庁長官通知）に基づき設定された保護林及びこれに隣接する国有林で、森林法第 25 条第 1 項第 10 号に掲げる目的を併せて達成するための保安林の造成改良整備及び荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備に係るもの

イ 市街地（国勢調査における人口集中地区及びこれに準ずる地区）若しくは集落又は主要公共施設の周辺に存する保安林の機能を高度に発揮させ、山地災害の防止等と併せて生活環境を保全・形成するための森林の造成改良整備に係るもの

第 4 特定流域総合治山対策及び流域治山計画

1 特定流域総合治山対策

国有林と民有林の治山事業実施箇所が近接している箇所において、国有林と民有林の対策を一体的に実施するものとして策定される流域治山計画に基づいて実施する以下のタイプによる治山対策

(1) 山地治山タイプ

水源の涵養及び山地災害の防止のために行う荒廃山地の復旧整備又は荒廃危険山地の崩壊等の予防であって、周囲の民有林野内で都道府県が実施する荒廃山地の復旧整備等と一体的かつ計画的におおむね 5 年以内で実施するもの

(2) 防災林造成タイプ

①なだれの危険防止のための森林の造成、②土砂の流出又は崩壊の防備のための森林の及びこれと一体的に行う機能の低位な森林の整備、③海岸における飛砂、潮害、風害又は霧害の防備のための森林の造成又は④風害又は霧害の防備のための森林の造成であって、周囲の民有林野内で都道府県が実施するなだれの危険防止のための森林の造成等と一体的かつ計画的に実施するもの

(3) 保安林整備タイプ

森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林及び治山事業施行地の森林の改良整備であって、周囲の民有林野内で都道府県が実施する保安林等の森林の改良整備と一体的かつ計画的に実施するもの

2 流域治山計画

特定流域総合治山対策を実施する場合には、国有林及び民有林における治山対策を一体的に実施するための「流域治山計画」を、都道府県と調整の上作成する。

なお、作成に当たっては、必要に応じて治山流域別調査の結果も活用することとする。

第5 国有林治山事業実施基準

区 分			実 施 基 準
国 有 林 野 内 治 山 事 業 費	山地治 山事業	山地復 旧事業	<p>1 復旧治山事業</p> <p>次の（１）から（４）までのいずれかに該当するもの。</p> <p>（１）山地において天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃溪流、はげ山及び地隙で、荒廃の拡大若しくは土砂、流木等の流出により、現に下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれがある、流域保全上重要なもの及び公共の利害に密接な関係を有し民生安定上放置しがたいもので、次のアからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 1級河川上流で行うもの</p> <p>イ 2級河川上流で行うもの</p> <p>ウ その他の河川又は地区で行うものであって、次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当するもの</p> <p>（ア）市街地又は集落の保護（集落等の保護に係るものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）</p> <p>（イ）主要公共施設（学校、官公署、病院、鉄道、道路、港湾等）の保護</p> <p>（ウ）耕地、ため池、用排水施設等の保護</p> <p>（エ）災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護</p> <p>（２）（１）で整備する治山施設の効果域内に存する水土保持機能が著しく低下した保安林において、当該治山施設と一体となって本数調整伐等の森林整備を行う場合においては、市街地又は集落（人家等10戸以上のもの、又は人家等が5戸以上10戸未満であって、当該地区における公共施設を考慮し、それが人家等10戸以上の集落に該当すると認められるもの。）の保護を必要とする箇所</p> <p>（３）山地災害危険地区内で既存の治山施設が存する地区（山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）であって、人家等10戸以上の集落等（人家等が5戸以上10戸未満であって、当該地域に存する公共施設を考慮し、人家等10戸以上の集落に相当するものと認められるものを含む。）に直接被害を与えるおそれのある箇所であり、全体計画の工事規模が3,000万円以上のもの。</p> <p>ただし、事業実施に当たっては、同等の機能を有する治山施設の新設に係るコストとの比較検討を行わなけれ</p>

			<p>ばならないものとする。</p> <p>(4) 山地災害危険地区において、天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃溪流、はげ山及び地隙で、荒廃の拡大又は土砂、流木等の流出により、現に下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれがある、流域保全上重要なもの及び公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもので次のアからウまでのいずれかと、エ及びオの条件を満たすもの。</p> <p>ア 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護</p> <p>イ 主要公共施設の保護</p> <p>ウ 市町村地域防災計画等で指定される避難場所、避難経路（予定地を含む。）の保護</p> <p>エ 3地区以上の山地災害危険地区が存する一定地域で実施するもの</p> <p>オ 国が都道府県・市町村や地域住民等と協働で策定する「山地災害減災計画」に基づき、住民参加型の総合的な防災・減災対策の実施が可能なもの</p> <p>2 山地災害重点地域総合対策事業</p> <p>山地災害重点地域調査は、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 山地災害危険地区の密集地（森林面積100km²当たりの山地災害危険地区（地すべり危険地区を除く。）が70地区以上の地域をいう。）で行うもの</p> <p>(2) 調査を実施しようとする年度から起算して1年以内に、土砂災害警戒情報若しくは大雨特別警報の対象とされ、又は震度5弱以上の地震を観測した地域であって、山地災害危険地区が一定程度密集する地域（森林面積100km²当たりの山地災害危険地区（地すべり危険地区を除く。）が30地区以上の地域をいう。）で行うもの</p> <p>重点地域総合治山対策は、山地災害危険地区に指定されており（荒廃危険山地の崩壊等の予防のみを実施する場合は、山腹崩壊危険地区等の危険度判定が「A」と判定されたものに限る。）、かつ、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されている地区で行うものであって、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 1級河川上流で行うもの</p> <p>(2) 2級河川上流で行うもの</p> <p>(3) その他の河川又は地区で行うものであって、次のアからエまでに被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものを対象として行うもの</p>
--	--	--	--

			<p>ア 市街地又は集落（人家が10戸以上あるものに限る。）</p> <p>イ 主要公共施設</p> <p>ウ 農地、ため池、用排水施設、漁場等</p> <p>エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等</p> <p>（工事規模）全体計画2億円以上（山地災害重点地域調査を（2）に規定する基準で行ったものに基づき実施する場合にあっては、全体計画5,000万円以上）</p> <p>3 流木防止総合対策事業</p> <p>流木に起因する災害の未然防止を図ることを目的とするものであり、次の（1）から（3）までのいずれかに該当し、かつ流木防止総合対策計画に基づき（4）に掲げる措置を実施するもの。</p> <p>（1）1級河川上流で行うもの</p> <p>（2）2級河川上流で行うもの</p> <p>（3）その他の河川又は地区で行うものであって、次のアからエまでのいずれかに該当するもの（集落等の保護に係るものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）</p> <p>ア 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護</p> <p>イ 主要公共施設の保護</p> <p>ウ 農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護</p> <p>エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護</p> <p>（4）次のアからケまでの措置を実施するもの。ただし、クの措置を実施する場合にあっては、アからキまでのいずれかの措置と併せて実施するもの、ケの措置を実施する場合にあってはアからウまでのいずれかの措置と併せて実施するものとする。</p> <p>ア 治山施設の設置</p> <p>イ 荒廃森林の整備</p> <p>ウ 既存施設への流木補足機能の付加等の機能強化</p> <p>エ 流木捕捉式治山ダム等の流木捕捉機能回復のために必要な流木捕捉式治山ダム等と一体となった管理道の整備</p> <p>オ 溪流沿いに堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置</p> <p>カ 荒廃森林の整備の妨げとなる保安林内に漂着した流</p>
--	--	--	---

			<p>木等の除去、林内での安定化のための措置</p> <p>キ 流木捕捉式治山ダム等に堆積した流木等の除去や林外への搬出・処理</p> <p>ク 航空レーザ計測を実施し、又は既存の計測結果を活用して行う崩壊地、溪流荒廃地又は崩壊のおそれのある箇所を分析し、工事計画を策定するための調査</p> <p>ケ 流木対策に係る技術的課題の検証</p> <p>4 治山激甚災害対策特別緊急事業</p> <p>(1) 対象地区は、林地の崩壊、土砂の流出、地すべり等により次のア又はイのいずれかに該当する災害が発生した一連の地区のうち、次期の林地の崩壊、出水等により、下流等により著しい被害を与えるおそれがあるため、再度災害を防止するため、一定の計画に基づき緊急に実施することが必要な治山事業で、当該災害発生年度に国有林野内直轄治山災害関連緊急事業を実施した地区</p> <p>ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同条第2項の規定により同法第3条、第4条又は第5条に規定する措置の適用が指定され又は指定されることが確実である市町村内の国有林野</p> <p>イ アに準ずる激甚災害を受けた国有林野</p> <p>(2) 実施基準は次のア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 下流の被害地域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要のあるもの（治山事業のみを施行する場合にあっては、地区内の林地の保全上特に緊急に施行するものを含む。）</p> <p>イ 公共の利害に密接な関係を有し、民生の安定上放置しがたいもので、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの</p> <p>（ア）人家10戸以上</p> <p>（イ）学校、官公署、病院、鉄道、道路（利用区域面積500ha以上の林道等を含み、接近した迂回路のある市町村道を除く。）、港湾、重要な鉱工業施設等</p> <p>（ウ）農地、ため池、用排水施設、農道等</p> <p>5 地域防災対策総合治山事業</p> <p>対象地域は、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するもの。</p> <p>（1）山地災害危険地区（なだれ危険箇所を含む。以下同</p>
--	--	--	---

			<p>じ。)が存在する地域であって、人家等が50戸以上の集落(人家等が25戸以上50戸未満であって、当該地域に存する公共施設を含め考慮した場合に人家等50戸以上の集落に相当すると認められるものを含む。)に直接被害を与えるおそれのある箇所であり、山地災害の未然防止を図るなど生活環境基盤の整備に資するため、山腹崩壊対策、土石流対策等総合的な山地災害危険地区対策を緊急に実施する必要があるもののうち、全体計画の工事規模が2億円以上のもの(山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。)</p> <p>(2) 火山活動が活発化している地域又はその兆候が顕著な地域であって、山地が荒廃し、又は火山噴出物の堆積が著しく、次期の火山活動又は融雪・降雨等に起因して泥流、土石流等となって集落、公共施設等へ被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあり、民生安定上放置しがたいもので、全体計画の工事規模が3億5,000万円以上のもの(山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。)</p> <p>(3) 次の全ての条件を満たすもの</p> <p>ア 森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林(保安林の指定が確実なものを含む。)</p> <p>イ 過去5年間における林野火災による被害が大きいもの又は近年のレクリエーション利用、林地開発の動向から、今後林野火災による被害の増加のおそれのあるもの</p> <p>ウ 森林面積がおおむね100ha以上のもの</p> <p>エ 耐火性の高い森林の造成・整備の対象面積がおおむね30ha以上存するもの</p> <p>6 地すべり防止事業</p> <p>地すべりにより現に下流に被害を与え、又は与えるおそれがあり、流域保全上重要なもの及び公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもので、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 1級河川上流で行うもの</p> <p>(2) 2級河川上流で行うもの</p> <p>(3) その他の河川又は地区で行うものであって、次のアからエまでのいずれかに該当するもの(集落等の保護に係るものについては、山地災害危険地区に関する情報が地</p>
--	--	--	--

		<p>域住民に周知されているものに限る。)</p> <p>ア 市街地又は集落の保護</p> <p>イ 主要公共施設（学校、官公署、病院、鉄道、道路、港湾等）の保護</p> <p>ウ 耕地、ため池、用排水施設等の保護</p> <p>エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護</p> <p>7 防災林造成事業</p> <p>対象箇所は、次の（１）から（４）のいずれかに該当するもの</p> <p>（１）海岸防災林延長 100 メートルにつき、その内陸側に 2 ha 以上の農地又はこれと同等以上の重要性のある保全対象のある箇所</p> <p>（２）防災林造成面積の 10 倍以上の保全対象を有する箇所</p> <p>（３）過去になだれが発生したか又は発生するおそれのある箇所で、直接、公道その他公共施設に被害を与え、民生安定上施設を必要とする箇所</p> <p>（４）泥流等の発生時に緩衝帯としての機能の発揮が期待できる火山山麓部の森林において、市街地、集落（人家 10 戸以上）又は主要公共施設の保護を必要とする箇所</p> <p>対象箇所は次の 1 又は 2 のいずれかに該当するもの</p> <p>1 天然現象等に起因する崩壊（落石を含む。以下同じ。）の可能性が濃厚な山地又は荒廃移行地で、崩壊又は土砂、流木等の流出により、下流に被害を与えるおそれがあり、流域保全上重要なもの及び公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いもので、次の（１）又は（２）のいずれかに該当するもの</p> <p>（（１）又は（２）は復旧治山に同じ。）</p> <p>2 山地災害危険地区が複数存する地域において、国が都道府県・市町村や地域住民と協働で減災計画を策定し、総合的な治山対策を進めるものにおいては、以下の実施基準を満たすもの</p> <p>山地災害危険地区において、天然現象等に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は荒廃移行地で、崩壊又は土砂、流木等の流出により、下流に被害を与えるおそれがあり、流域保全上重要なもの及び公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いもので、次のアからウまでのいずれかと、エ及びオの条件を満たすもの</p> <p>（アからオまでは復旧治山（４）に同じ。）</p>	<p>予 防 治 山 事 業</p>
--	--	--	------------------------

		<p>流域保全総合治山事業</p>	<p>流域保全上重要な水系に存する保安林において、筋工・柵工などの簡易な土木的工法と組み合わせた保安林整備を実施するものであって、次の（１）から（３）までのいずれかに該当し、（４）から（７）までの全ての条件を満たすもの</p> <p>ただし、（３）により実施する場合にあっては、（５）の条件を必要としない。</p> <p>（１）天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃地等において、森林土壌の流出防止対策を行うもの</p> <p>（２）手入れ不足や病虫獣害被害などにより保水機能が低下した森林において、保水機能の維持・向上を図るための対策を行うもの</p> <p>（３）砂防事業と連携した流木対策を実施するもの（ただし、各都道府県に設置されている砂防治山連絡調整会議で調整された連携箇所に限る。）</p> <p>（４）１級河川又は２級河川の上流で行うもの（当該事業区域が各水系で策定されている「流域治水プロジェクト」事業計画区域に含まれていること）</p> <p>（５）保安林整備面積がおおむね30ha以上のもの（離島、奄美群島及び沖縄県にあっては、おおむね15ha以上のもの）</p> <p>（６）全体計画の事業規模が3,000万円以上のもの（離島、奄美群島及び沖縄県にあっては、1,500万円以上のもの）</p> <p>（７）筋工・柵工に関する設計計画・方針について、事前審査の承認を受けたもの</p> <p>（工事規模） １ 施行箇所の事業費 （６）のとおり（施行箇所が民有林補助治山事業と隣接するなどにより連携する場合は合算で全体計画額を満たすことも可能）</p>
		<p>保安林総合改良整備事業</p>	<p>（通常タイプ）</p> <p>対象箇所は、次の１から３までのいずれかに該当するもの</p> <p>１ 林床植生が消滅し、水源涵養機能の低下した保安林であって、表土の流出により濁水を発生させ、又は発生させるおそれがあり、複層林の造成に係る一連の事業を計画的に行う必要がある箇所</p> <p>２ 立木の過密化による表土の流出その他の水土保持機能の低下により、山地の崩壊又は土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれがある保安林であって、次の（１）から（５）までのいずれかの条件を満たすもの</p> <p>（１） １、２級河川上流で行うもの</p> <p>（２） 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護</p>

			<p>(3) 主要公共施設の保護 (4) 農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護 (5) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護</p> <p>3 次の(1)から(3)までの条件を満たすもの</p> <p>(1) 対象地域は、次のアからウまでの全てを満たすもの</p> <p>ア 対象地域内における森林面積がおおむね 50ha 以上で、かつ人工林面積がおおむね 50%以上のもの</p> <p>イ 森林面積のおおむね 50%以上が、森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）</p> <p>ウ 整備対象森林がおおむね 25ha 以上のもの</p> <p>(2) 整備対象森林は、次のア及びイに該当するものであって、育成複層林造成等の森林整備、治山施設の設置等を実施する必要のある森林とする。</p> <p>ア 気象害、病虫害等により疎林となっていて、林地の崩壊が発生しているか、又は林地の崩壊のおそれのある森林</p> <p>イ 過密なため下層植生が消滅し、林地の崩壊が発生しているか、又は林地の崩壊のおそれのある森林</p> <p>(3) 路網の整備は、事業対象地内において、森林整備、治山施設の設置を計画的に実施するための、保安林管理道等の整備を必要とする箇所</p> <p>(予防保全タイプ) 山地災害発生時におけるリスク軽減や林内環境の維持改良のため、危険木、劣性木、老齢木及び溪流漂着木の事前伐採・除去等を実施するものについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 既往の治山事業施行地に係るもの (2) 山地災害危険地区Aランクに係るもの</p> <p>(工事規模) 1 施行箇所の事業費 年度計画 200 万円以上</p> <p>保安林管理道整備事業</p> <p>対象地域は、次の 1 から 4 までのいずれかに該当するもの</p> <p>1 流域保全総合治山事業の事業対象地域（対象地域の周辺の荒廃地、荒廃危険地等の復旧・整備を計画的かつ効果的に行う必要のある地域を含む。）</p>
--	--	--	--

		<p>共生保安林整備事業</p>	<p>2 荒廢地、荒廢危険地等の復旧・整備を計画的にかつ効率的に行う必要のある山地治山事業の重点実施地域で、次の（１）から（３）までを満たすもの</p> <p>（１）事業対象地域の面積がおおむね 50ha 以上のもの</p> <p>（２）当該地域の森林面積のおおむね 50ha 以上が森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）</p> <p>（３）全体計画の工事規模が 5,000 万円以上のもの</p> <p>3 林況が粗悪で、伐採することにより土砂の崩壊・流出をまねくおそれがある森林又は成林が困難となるおそれのある森林であって、山地災害の防止、水源かん涵養等の見地から、適正な維持、管理を必要とする施業規制保安林の存する地域で次の（１）から（３）までの条件を満たすもの</p> <p>（１）事業対象地域の面積がおおむね 50ha 以上のもの</p> <p>（２）当該地域の森林面積のおおむね 50ha 以上が皆伐施業が許されていない森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）</p> <p>（３）全体計画の工事規模が 5,000 万円以上のもの</p> <p>4 過密化し、表土が流出する等水土保持機能が著しく低下した保安林であって、表土の流出による崩壊若しくは土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれがあるものを対象として保安林総合改良整備事業を実施する地域で、次の（１）から（３）までを満たすもの</p> <p>（１）事業対象地域の面積がおおむね 50ha 以上のもの</p> <p>（２）当該地域の森林面積のおおむね 50%以上が森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号までの保安林に指定されているか、又は指定されることが確実なもの</p> <p>（３）全体計画の工事規模が 5,000 万円以上のもの</p> <p>対策箇所は次の 1 から 3 までに該当するもの。</p> <p>1 次の（１）又は（２）に該当するもの</p> <p>（１）次の全ての条件を満たす地域</p> <p>ア 次の（ア）及び（イ）の両方の種類の保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）である地域で実施するもの</p> <p>（ア）森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林</p> <p>（イ）同法第 25 条第 1 項第 10 号又は第 11 号に掲げる目的のいずれかを達成するための保安林</p>
--	--	------------------	---

			<p>イ 森林の有する多目的な機能を高度に発揮させるための森林整備等を総合的に実施する必要のあるもの</p> <p>ウ 1箇所当たりの面積がおおむね10ha以上であるもの</p> <p>(2) 生活環境を保全・形成するための森林の造成改良整備を併せて実施する治山工事の施行地（これと一体的に整備する地域を含む。）等であって、次の全ての条件を満たすもの</p> <p>ア 上記（1）のア及びイの条件を満たし、荒廃地等の復旧整備、森林整備等を必要とするもの</p> <p>イ 年度計画の工事規模が1,500万円以上のもの</p> <p>2 次の（1）又は（2）に該当するもの</p> <p>(1) 次のア及びイの条件を満たす地域</p> <p>ア 治山機能が高く、かつ、公衆の保健の見地からの効用発揮が顕著であるものとして、次の（ア）及び（イ）の2つの種類の保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）</p> <p>（ア）森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林</p> <p>（イ）同法第25条第1項第10号に掲げる目的を達成するための保安林</p> <p>イ 「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）に基づき設定された保護林及びこれに隣接する森林で公衆のための保健効果が大きく、かつ、その保健効果が広域にわたるものであって、緊急に整備を必要とするもの</p> <p>(2) 重要自然維持地域保安林整備事業の施行地（これと一体的に整備する地域を含む。）等であって、次のア及びイの条件を満たすもの</p> <p>ア 上記（1）の条件を満たし、荒廃地等の復旧整備、森林整備等を必要とするもの</p> <p>イ 年度計画の工事規模が1,200万円以上のもの</p> <p>3 次の（1）から（3）までの条件を満たすもの</p> <p>(1) 森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）で実施するもの</p> <p>(2) 森林の防災機能と環境保全機能の両方の機能を高度に発揮する必要があるもの</p> <p>(3) 市街地若しくは集落（人家10戸以上）、主要公共施設又は災害が発生し若しくは発生するおそれがある場合の一連の避難経路等を保護するもの</p>
--	--	--	--

	<p>(流木防止総合対策)</p>	<p>治山施設の設置等と併せて流木の発生原因となる溪流等に堆積する危険木の除去や脆弱な溪畔林の改植等の対策を計画的にかつ一体的に実施することにより、流木に起因する災害の未然防止を図ることを目的とするものであり、次の条件を満たすもの</p> <p>1 次の(1)から(4)までのいずれかの治山事業施行地であって、流木に起因する災害により現に下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれのあるもの</p> <p>(1) 山地復旧事業(流木防止総合対策事業を除く。)</p> <p>(2) 予防治山事業</p> <p>(3) 流域保全総合治山事業</p> <p>(4) 保安林総合改良整備事業</p> <p>2 次の(1)から(5)までのうち、今後の降雨等により、流木に起因する災害の発生を未然に防止するために、流木対策に係る協議会等を設置し流木対策の必要な措置を実施するもの</p> <p>(1) 流木に起因する災害の発生リスクを評価するために必要な調査及び流木防止総合対策計画(治山施設の位置、荒廃森林の整備及び危険木の除去等を実施する箇所及び年度を明示したもの)の策定</p> <p>(2) 治山施設の設置</p> <p>(3) 荒廃森林の整備</p> <p>(4) 流木捕捉式治山ダム等の流木捕捉機能回復のために必要な、流木捕捉式治山ダム等と一体となった管理道の整備</p> <p>(5) (2)又は(3)の施行と併せて実施する溪流沿い(上流側、下流側ともに(2)又は(3)を施行する箇所から治山事業として実施が可能な区域)に堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置等(ただし、(1)の流木防止総合対策計画に基づく場合においては、(2)又は(3)の施行年度と異なる年度で実施することができる。)</p> <p>(6) (3)の施行の妨げとなる保安林内に漂着した流木等の除去、林内での安定化のための措置等(ただし(1)の流木防止総合対策計画に基づく場合においては、(3)の施行年度と異なる年度で実施することができる。)</p>
	<p>(火山噴火緊急減災対策)</p>	<p>火山が噴火した地域又はその兆候が顕著な地域において、治山施設の設置及び防災林整備等と併せ、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置を計画的に実施するものであり、次の1及</p>

		<p>(激甚災害緊急減災対策)</p>	<p>び2の条件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 山地治山事業（地すべり防止事業を除く。）の施行地であって、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するもの 2 次の（１）から（５）までのうち、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要ないずれかの措置を実施するもの <ol style="list-style-type: none"> （１）降灰の状況等の調査及び火山噴火緊急減災対策計画（治山施設の設置、防災林の整備、既存治山施設の排土等を実施する箇所及び年度を明示したもの）の策定 （２）治山施設設置予定箇所と同一溪流内の既存治山施設の排土、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置 （３）治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置 （４）治山施設の設置 （５）火山山麓部において火山泥流等の流出抑制を図る森林の造成等 <p>ただし、（１）の火山噴火緊急減災対策計画に基づく場合においては、（４）の治山施設の設置（噴火警戒レベルが過去３年度内に２以上であった火山地域については、治山施設の機能強化対策や老朽化対策を含む。）より前の異なる年度においても（２）又は（３）の緊急対策を実施することができる。</p> <p>激甚な災害が発生した地区（山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a 1」評価又は被災危険度が「a 2」評価であるものに限る。）において、山腹崩壊等により発生する土砂の流出等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置を計画的に実施するものであり、次の１及び２の条件を満たすもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 山地治山事業（地すべり防止事業を除く。）施行地であって、山腹崩壊等により発生する土砂の流出等により現に下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれがあるもの。 2 激甚災害緊急減災対策計画（既存治山施設の排土等の緊急対策を実施する箇所及び年度を明示したもの）を策定し、山腹崩壊等により発生する土砂の流出等による被害を未然に防止するため、次の（１）から（３）までのうち必要ないずれかの措置を実施するもの。 <ol style="list-style-type: none"> （１）崩壊や崩壊危険箇所等の調査 （２）既存治山施設の排土や溪流内に堆積している不安定土砂、巨石、流木・倒木等の除去、大型土のう等による仮
--	--	---------------------	---

		<p>(特定流域総合治山対策)</p>	<p>設の護岸工等の措置</p> <p>(3) 治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置</p> <p>1 山地治山タイプ</p> <p>次の(1)及び(2)の条件を満たし、かつ、(3)から(5)までのいずれかの条件を満たすもの</p> <p>(1) 森林面積がおおむね 100ha 以上であり、かつ、当該森林のおおむね30%以上が森林法25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林(保安林の指定の見込みが確実なものを含む。)である地域で実施するもの</p> <p>(2) 民有林野を含む一円の荒廃山地又は荒廃危険地における事業の規模が2億円以上のもの</p> <p>(3) 1級河川上流で行うもの</p> <p>(4) 2級河川上流で行うもの</p> <p>(5) その他の河川又は地区で行うものであって、次のいずれかの要件を満たすもの</p> <p>ア 市街地又は集落(人家30戸以上)の保護</p> <p>イ 主要公共施設の保護</p> <p>ウ 農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護</p> <p>2 防災林造成タイプ</p> <p>次の(1)から(4)までのいずれかの条件を満たすもの</p> <p>(1) 過去になだれが発生したか、又は発生するおそれのある箇所、主要公共施設又は集落に被害を与えるおそれのある箇所</p> <p>(2) 風倒木、山火事等が発生し機能が失われた森林で、土砂の流出により下流に被害を与えるおそれがあり、公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもので、次の各号のいずれかに該当する箇所</p> <p>ア 市街地又は集落(人家10戸以上)の保護</p> <p>イ 主要公共施設の保護</p> <p>ウ 農地、ため池、用排水施設等の保護</p> <p>エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護</p> <p>(3) 海岸防災林延長 100mにつき、その内陸側に2ha以上の農地又はこれと同等の重要性のある保全対象を有する箇所</p> <p>(4) 防風林造成面積の10倍以上の保全対象を有する箇所</p> <p>(工事規模) 1 施行箇所の事業費</p>
--	--	---------------------	--

			<p style="text-align: center;">年度計画 400 万円以上</p> <p>3 保安林整備タイプ</p> <p>次の（１）から（３）までのいずれかの条件を満たすもの</p> <p>（１）既往の治山事業施行地であって、森林所有者等の責に帰しえない原因のために、現況が著しく悪化し、施設目的が果たしえられない箇所及び工事施行地以外の保安林で、前記の原因のために破壊され、所期の林況に復旧せしめる必要のある箇所</p> <p>（２）林床植生が消滅して水源かん涵養機能の低下した保安林であって、表土の流出により濁水を発生させ、又は濁水を発生去るおそれがあり、複層林の造成を行う必要がある箇所</p> <p>（３）過密化して表土が流出する等水土保持機能が著しく低下した保安林であって、表土の流出による崩壊若しくは土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれがあり、次の各号のいずれかに該当する箇所</p> <p>ア 市街地又は集落（人家 10 戸以上）の保護</p> <p>イ 主要公共施設の保護</p> <p>ウ 農地、ため池、用排水施設等の保護</p> <p>（工事規模） 1 施行箇所の事業費 年度計画 300 万円以上</p>
--	--	--	---

第6 国有林治山事業の調査

1 国有林治山事業の調査は次の区分により実施するものとする。

(1) 基本調査

治山事業の実施に関する行政的、技術的な基本となる調査

(2) 計画調査

治山事業の計画に関する調査

(3) 実施調査

治山事業の実施に関する調査

2 各調査は原則として次の考え方によるものとする。

調査区分	調査項目	実施主体
基本調査	1 治山施策に関する基本的な調査 2 治山計画に関する基本的な調査 3 その他の基本的な調査	原則として林野庁が企画実施し、必要に応じて森林管理局が分担実施する。
計画調査	1 治山計画に関する調査 2 荒廃地、荒廃危険地の現況に関する調査 3 基本調査の属地的な応用に関する調査 4 特殊地域の保全に関する調査 5 その他計画の樹立に必要な調査	原則として森林管理局が企画実施し、必要に応じて林野庁が森林管理局間の調整を行う。
実施調査	1 治山事業の実施に関する調査 2 治山事業の設計、施工に関する調査 3 その他実施上必要な調査	森林管理局が企画実施する。

第7 国有林治山事業の計画

国有林治山の事業計画の区分は、次によるものとする。

1 実施方針

(1) 森林管理局長は、森林法第4条第5項に規定する森林整備保全事業計画を踏まえ、治山事業の実施方針について林野庁長官から指示を受けたときは、当該計画に従い、その計画期間中に実施すべき管内の治山事業に関する実施方針（以下「実施方針」という。）を作成するものとする。

(2) 森林管理局長は実施方針を作成したときは、別に定める様式により林野庁長官に提出するものとする。

(3) 森林管理局長は、計画期間中に新たに災害が発生した場合又は地形の変動等やむを得ない事由が生じた場合には、林野庁長官と協議の上、実施方針を変更できるものとする。

2 全体計画

- (1) 森林管理局長は、治山事業の箇所別の事業計画（以下「全体計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 全体計画の作成及び運用については、林野庁長官が別に定めるところによるものとする。

3 事業の重要度、優先度に応じた事業実施箇所の重点化

- (1) 事業の重要度、優先度に応じた事業実施箇所の重点化を図るため、森林管理局長は、翌年度に治山事業の実施を予定している全ての新規箇所について、「林野公共事業における事業評価マニュアル（「林野公共事業における事業評価の手法について」（平成14年3月26日付け13林整計第541号林野庁森林整備部計画課長通知）により定められたものをいう。）」第2章「林野公共事業の新規採択時の評価手法の明確化について」に掲げられたチェックリストに基づく評価結果を林野庁長官に提出するものとする。
- (2) (1)の提出期日は、当該年度ごとに林野庁長官が定めるものとする。

4 年度実施計画

- (1) 森林管理局長は、毎年度1の実施方針、2の全体計画及び3の事業実施箇所の重点化に従って、当該年度に実施する治山事業の年度実施計画書を作成し、林野庁長官に提出するものとする。
- (2) 年度実施計画の作成様式及び提出期日は、当該年度ごとに林野庁長官が定めるものとする。
- (3) 森林管理局長は、年度途中において、年度実施計画の変更を行った場合は、速やかに林野庁長官に変更後の年度実施計画書を送付するものとする。
この場合、変更とは、次の各号の一に該当するものとする。

ア 事業別

(1)で提出した年度実施計画（以下「当初実施計画」という。）の事業別計画額を変更する場合

イ 規模別

当初実施計画の箇所別計画額を30パーセント以上増減する場合

ウ 箇所別

当初実施計画の箇所を廃止し又は新たに追加する場合

5 治山激甚災害対策特別緊急事業計画

- (1) 森林管理局長は、激甚な災害が発生した地区において、治山激甚災害対策特別緊急事業を実施しようとするときは、治山激甚災害対策特別緊急事業計画書を作成し、当該災害の発生後60日以内に林野庁長官に提出するものとする。
- (2) 林野庁長官は、(1)の治山激甚災害対策特別緊急事業計画書の提出があったときは、当該事業計画書を審査し、災害発生年度の次年度以降おおむね2年度で実施する当該事業計画額を決定し、これを森林管理局長に通知するものとする。
- (3) 森林管理局長は、(2)の事業計画額の決定通知を受けたときは、速やかに治山激甚災害対策特別緊急事業実施計画書を作成し、林野庁長官に提出す

るものとする。

第8 治山事業連絡調整会議における調整

森林管理局長は、実施方針及び全体計画を作成する際には、「治山事業連絡調整会議の設置について（平成17年11月4日付け17林整治第886号）林野庁長官通知」に基づき実施する治山事業連絡調整会議における調整内容を踏まえて作成するものとする。

第9 維持管理等

- 1 森林管理局長は、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成26年8月19日付け林整計第292号林野庁長官通知）を踏まえ、自ら管理する治山施設について、個別施設計画を策定し、維持管理・更新等を計画的に実施するなど、治山事業施行地の適正な維持管理に努めるものとする。
- 2 森林管理局長は、事業実施年度の翌年度の5月30日までに事業区分ごと及び事業実施箇所ごとに事業の内容、施設の点検整備の状況等を記録した治山台帳を作成し、森林管理局及び森林管理署（当該維持管理等が支署又は森林管理事務所の管轄区域に係る場合は、支署又は森林管理事務所。以下「森林管理署等」という。）に常備するものとする。

第10 様式

治山激甚災害対策特別緊急事業計画書、特定流域総合治山対策における流域治山計画は、別記様式によるものとする。